

# NTT持株によるNTTドコモ完全子会社化に対する 総務大臣への公正な競争環境整備の要望について

2020年12月3日

KDDI株式会社  
ソフトバンク株式会社  
楽天モバイル株式会社

## はじめに

本要望は、NTT持株によるNTTドコモの完全子会社化が  
**NTTの一体化、NTTの独占回帰**につながり  
**公正な競争環境が失われることで利用者利益を損なう**ことから  
電気通信市場の持続的発展に向けた  
**公正な競争環境整備を求めたもの**



本日は、趣旨に賛同する37社を代表して  
3社が意見申出の経緯・理由等について説明

# 1. 意見申出の概要

## 2. 意見申出の経緯・理由

### ① NTTの在り方と公正競争の促進

NTTドコモ分離に伴う「完全民営化」と「出資比率の低下」

### ② NTTによる競争政策の一方向的な反故

### ③ 環境変化に応じたルール

5G時代における光ファイバ等の重要性／構造的措置（セーフガード）の必要性

## 3. まとめ

# 1. 意見申出の概要

## 2. 意見申出の経緯・理由

### ① NTTの在り方と公正競争の促進

NTTドコモ分離に伴う「完全民営化」と「出資比率の低下」

### ② NTTによる競争政策の一方向的な反故

### ③ 環境変化に応じたルール

5G時代における光ファイバ等の重要性／構造的措置（セーフガード）の必要性

## 3. まとめ

# 意見申出の概要

## ■ 目的

電気通信市場の持続的発展に向けた**公正な競争環境整備**を求めるため

## ■ 意見申出の内容

1. **情報通信審議会又は同等の場での公開の議論**
2. **環境変化に応じた競争ルールの整備**

## ■ 提出事業者

電気通信事業を営む28社が趣旨に賛同する37社を代表して提出

※2020年11月11日に提出

## ■ 意見申出の経緯・理由 ※詳細は後述

- ① NTTの在り方と公正競争の促進
- ② NTTによる競争政策の一方的な反故
- ③ 環境変化に応じたルール

# 意見申出の提出・趣旨賛同事業者

## ■ 意見申出書を提出した28社

株式会社IDCフロンティア  
株式会社アットアイ  
EditNet株式会社  
オーシャンブロードバンド株式会社  
沖縄セルラー電話株式会社  
沖縄通信ネットワーク株式会社  
株式会社オプテージ  
関西ブロードバンド株式会社  
株式会社QTnet  
KDDI株式会社  
Coltテクノロジーサービス株式会社  
ZIP Telecom株式会社  
ソフトバンク株式会社  
株式会社ソラコム  
中部テレコミュニケーション株式会社

株式会社TAM  
徳之島ビジョン株式会社  
有限会社ナインレイヤーズ  
株式会社新潟通信サービス  
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟  
ビー・ビー・バックボーン株式会社  
ビッグロープ株式会社  
北陸通信ネットワーク株式会社  
北海道総合通信網株式会社  
UQコミュニケーションズ株式会社  
LINEモバイル株式会社  
楽天モバイル株式会社  
Wireless City Planning株式会社  
(五十音順)

## ■ 趣旨に賛同した9社

イツツ・コミュニケーションズ株式会社  
株式会社エネルギー・コミュニケーションズ  
株式会社愛媛CATV  
ケーブルテレビ株式会社  
株式会社コミュニティネットワークセンター  
株式会社CCJ  
株式会社ジュピターテレコム  
東北インテリジェント通信株式会社  
株式会社ハートネットワーク  
(五十音順)

## 1. 意見申出の概要

## 2. 意見申出の経緯・理由

### ① NTTの在り方と公正競争の促進

NTTドコモ分離に伴う「完全民営化」と「出資比率の低下」

### ② NTTによる競争政策の一方的な反故

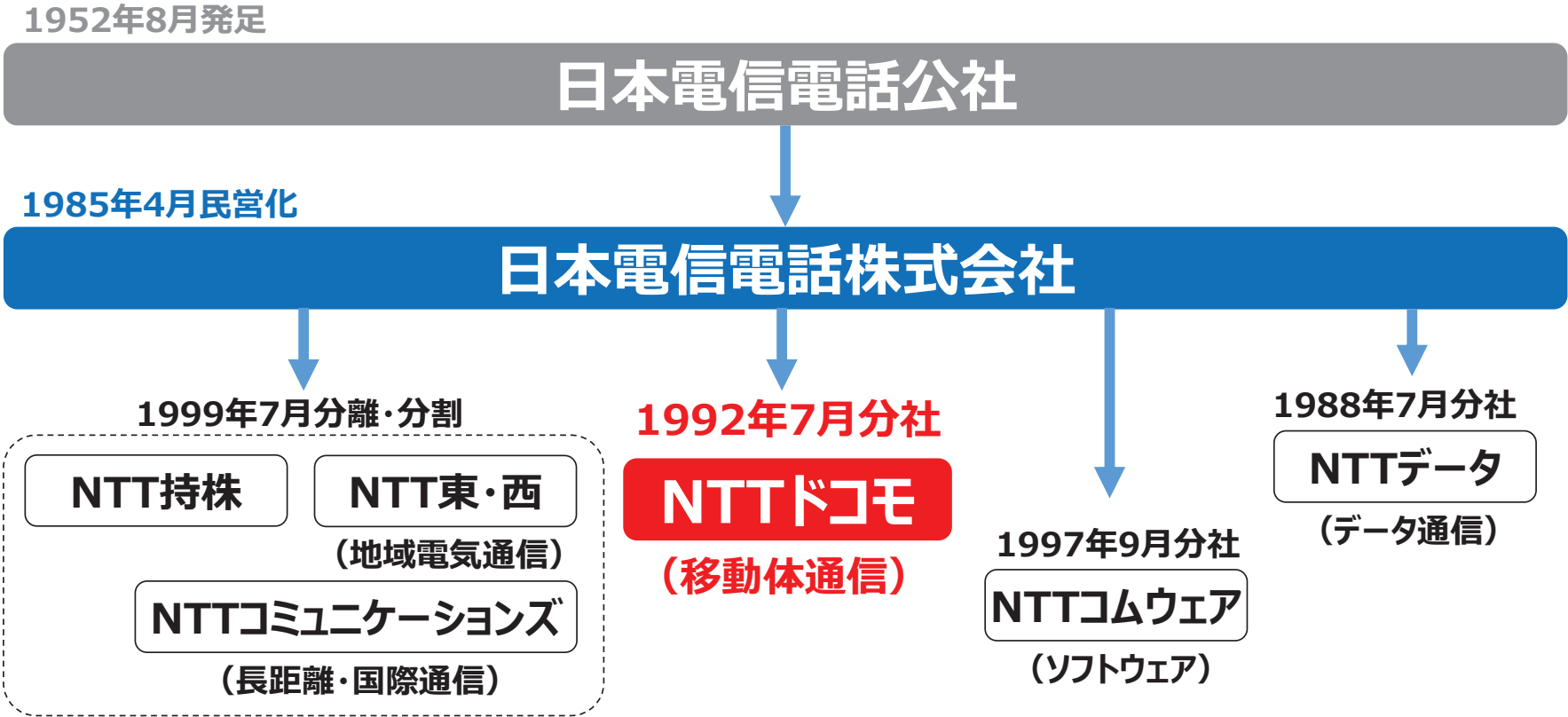
### ③ 環境変化に応じたルール

5G時代における光ファイバ等の重要性／構造的措置（セーフガード）の必要性

## 3. まとめ

# ①NTTの在り方と公正競争の促進 (1/3)

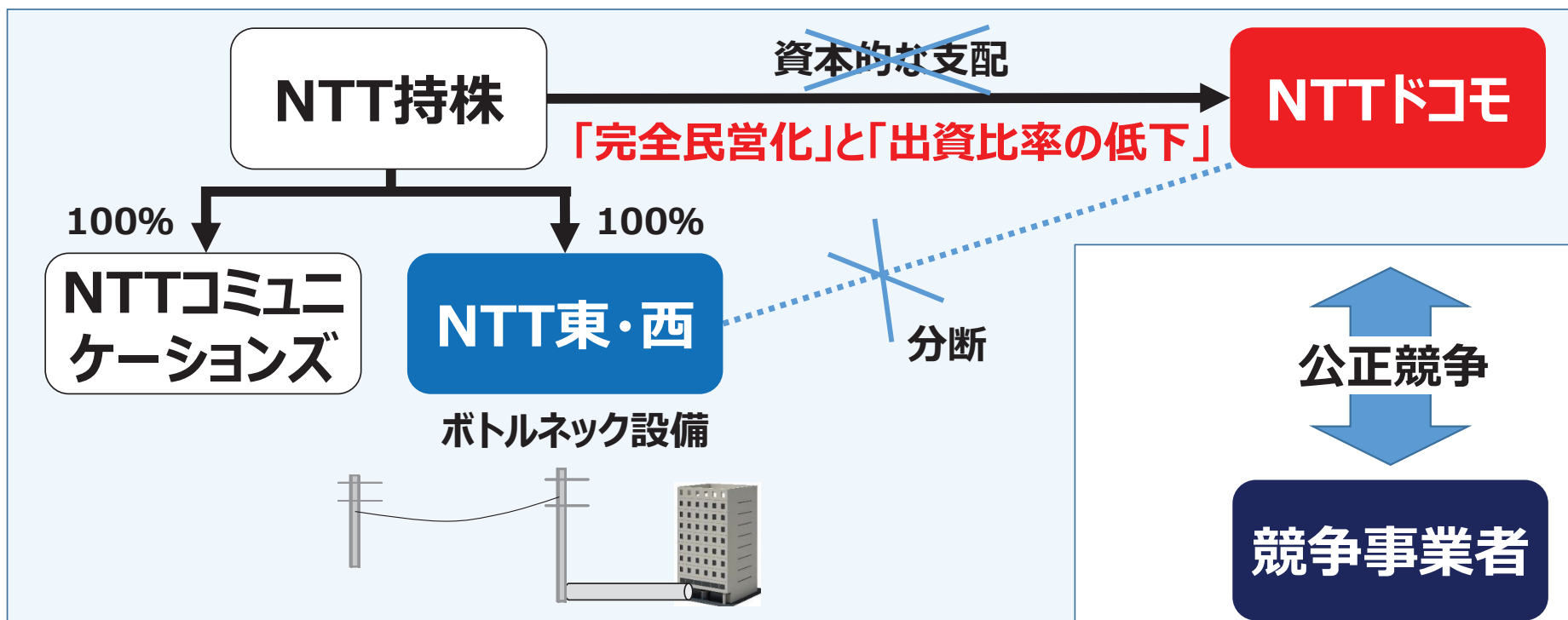
## NTTの在り方に関する政策的議論を経て NTTの**移動体通信事業を分離**



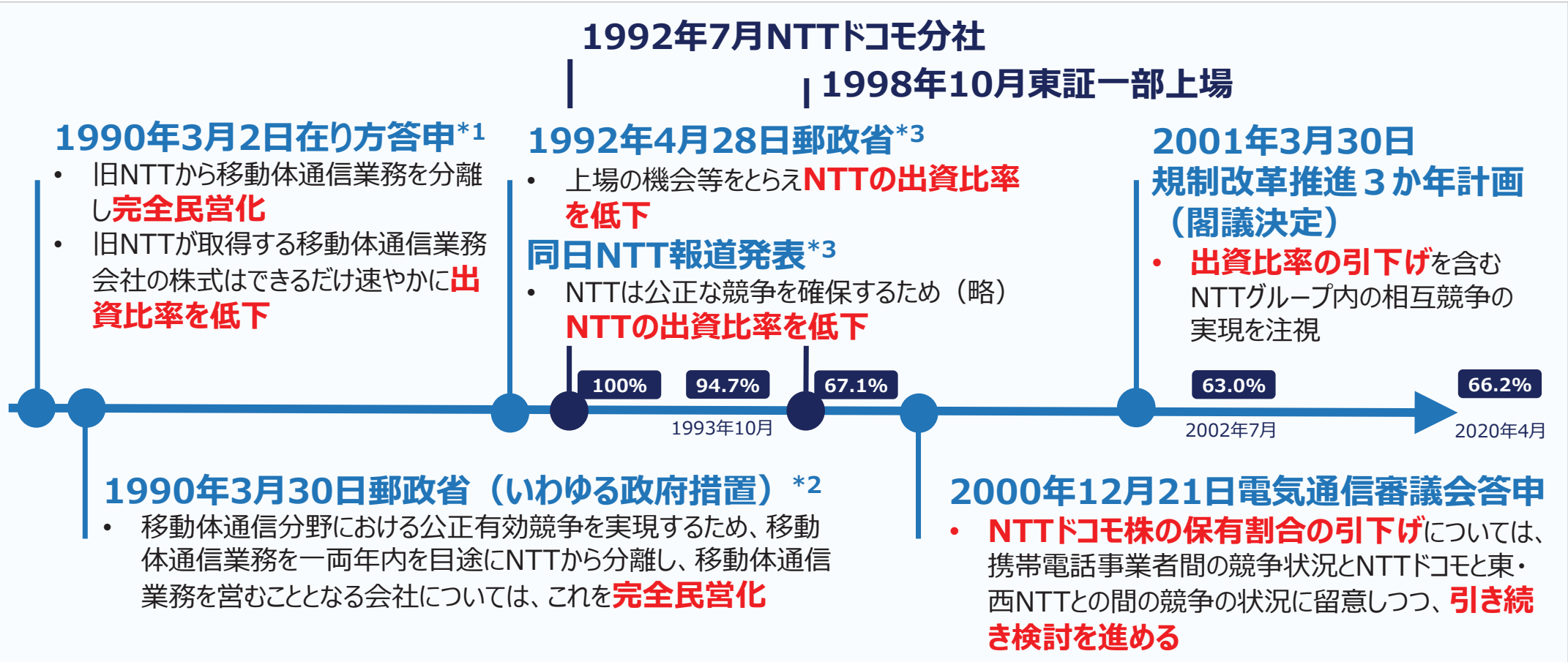


# ①NTTの在り方と公正競争の促進 (2/3)

旧NTTの**資本的な支配**や**ボトルネック設備**から切り離す  
**NTTドコモ分離**（「**完全民営化**」と「**出資比率の低下**」）を通じて  
強大なNTTグループと競争事業者との**公正競争**が求められてきた



# (参考) 「完全民営化」と「出資比率の低下」の経緯



\*1 「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずべき措置、方策等の在り方」答申 (電気通信審議会)

\*2 「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずべき措置」

\*3 「日本電信電話株式会社の移動体通信事業の分離について」(郵政省)、「移動体通信事業の分離について」(日本電信電話株式会社)

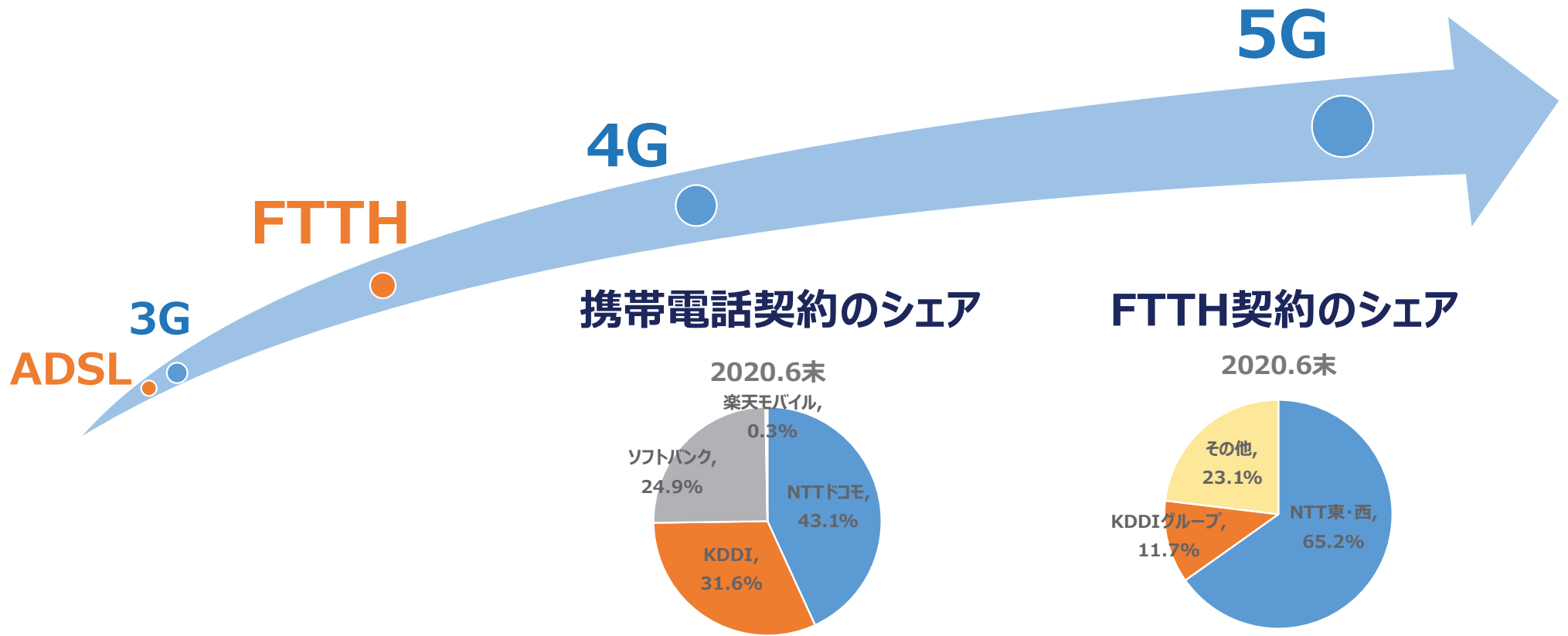
## ①NTTの在り方と公正競争の促進 (3/3)

公正競争の結果、電気通信市場では  
様々な技術革新が進展し、利用者利便が向上



5G時代に向けて  
更なる競争の進展・利用者利便の向上が求められる

# (参考) 携帯電話・FTTH契約の事業者シェア



今もなお、携帯電話・FTTHにおいて  
**NTTグループはシェア1位のドミナント事業者**

\*総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ」(令和2年度第1四半期)より。携帯電話はMNOのシェアにMVNOを含み、FTTHは事業者シェアに卸を含む。

## 1. 意見申出の概要

## 2. 意見申出の経緯・理由

### ① NTTの在り方と公正競争の促進

NTTドコモ分離に伴う「完全民営化」と「出資比率の低下」

### ② NTTによる競争政策の一方向的な反故

### ③ 環境変化に応じたルール

5G時代における光ファイバ等の重要性／構造的措置（セーフガード）の必要性

## 3. まとめ

## ②NTTによる競争政策の一方的な反故 (1/6)

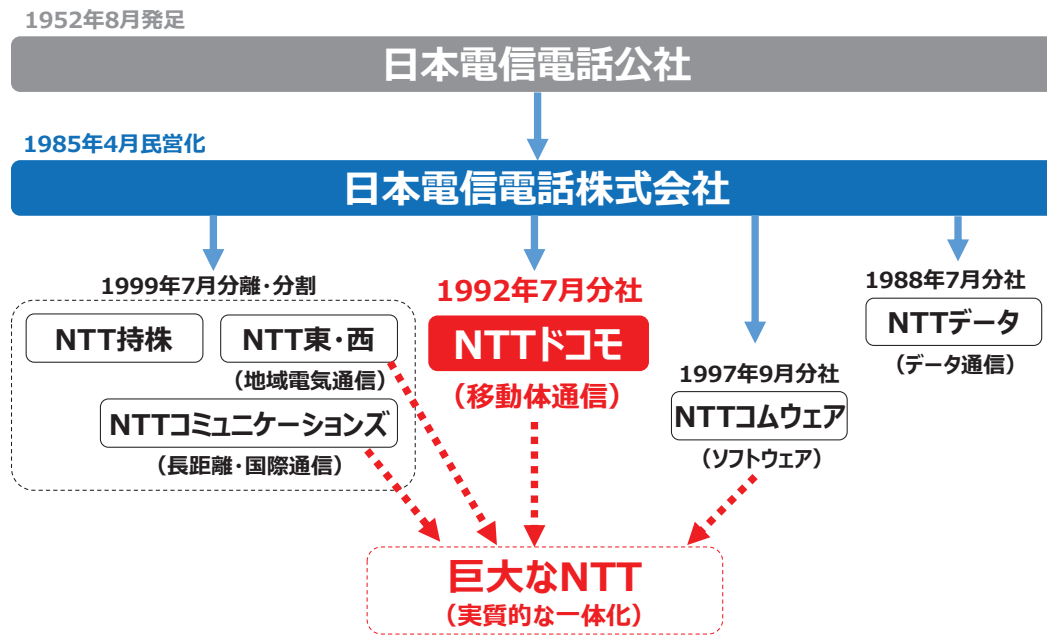
NTTドコモの完全子会社化はそもそも**NTT法に定めるNTT持株の目的・事業内容にそぐわないもの**

また、NTTの在り方を巡る政策議論を踏まえて公表された政府措置等の**「完全民営化」「出資比率の低下」の方針に逆行**

### NTT持株の目的・事業内容

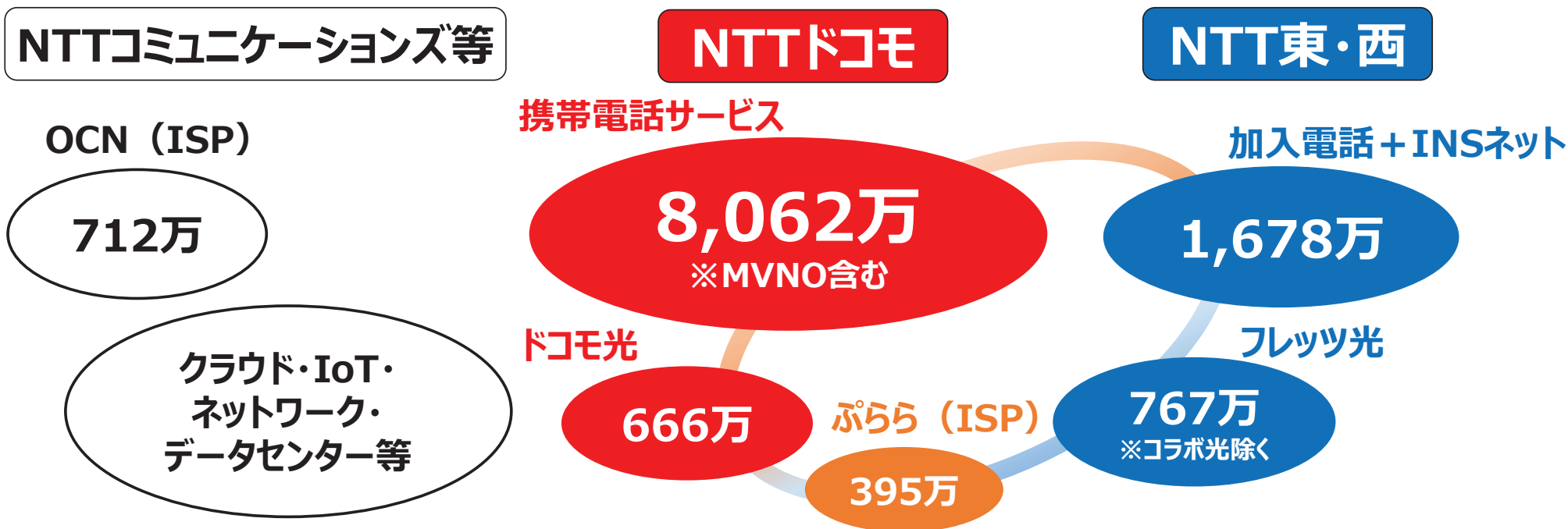
NTT東・西が発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする株式会社

- ①NTT東・西株式の保有等
- ②NTT東・西に対する助言・あっせん等の援助
- ③電気通信技術に関する研究の実施
- ④その附帯業務



## ②NTTによる競争政策の一方向的な反故 (2/6)

NTT東・西とNTTドコモの資本的100%の結合で  
事実上、**巨大な市場支配力をもつNTT一体化につながる**  
NTTコミュニケーションズ等との結合で**更に市場支配力が増大**



\*NTT持株「2020年度 第1四半期決算、業績予想について」補足資料より（契約数は2020年6月末時点）。ぷららはNTTドコモ子会社。

## ②NTTによる競争政策の一方向的な反故 (3/6)

NTTコミュニケーションズは、1999年のNTT再編成の際の  
**公正競争要件等の対象となる特殊なNTTグループ会社**  
NTTコミュニケーションズの組織改編については**改めて議論が必要**





## ②NTTによる競争政策の一方向的な反故 (4/6)

このままでは公正な競争環境が確保されず、**競争が停滞**  
これからの5G時代、さらにはBeyond5G、6G時代に向けて  
**技術革新や利用者利便の向上が損なわれる恐れ**



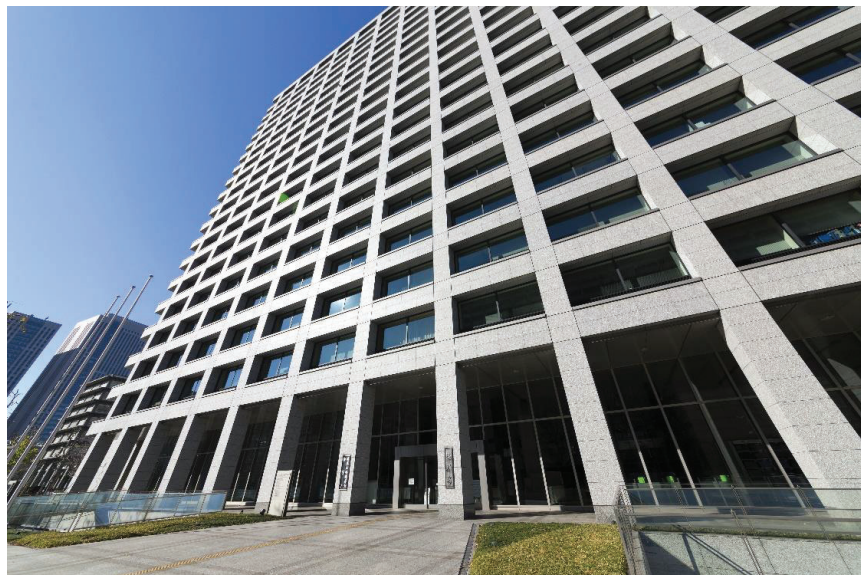
## ②NTTによる競争政策の一方的な反故（5/6）

環境変化に応じて**NTTの在り方に係る政策的措置・公正競争要件を見直すのであればまずは検証が必要**  
検証した上で**必要な競争政策について議論**



## ②NTTによる競争政策の一方的な反故（6/6）

NTTの在り方についての様々な措置は  
**審議会での政策議論**を踏まえて実施されてきたもの  
**審議会の延長線上で今後の在り方を議論すべき**



## 1. 意見申出の概要

## 2. 意見申出の経緯・理由

### ① NTTの在り方と公正競争の促進

NTTドコモ分離に伴う「完全民営化」と「出資比率の低下」

### ② NTTによる競争政策の一方向的な反故

### ③ 環境変化に応じたルール

5G時代における光ファイバ等の重要性／構造的措置（セーフガード）の必要性

## 3. まとめ

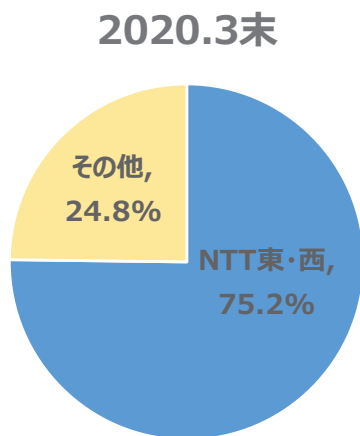
### ③環境変化に応じたルール（1/5）

**5G時代を支えるのは光ファイバ**

**その重要な光ファイバでNTT東・西は約75%の設備シェア**

**また、公社時代から承継した全国津々浦々の電柱・管路・とう道や  
ほぼ全ての市区町村に約7,200の局舎を保有**

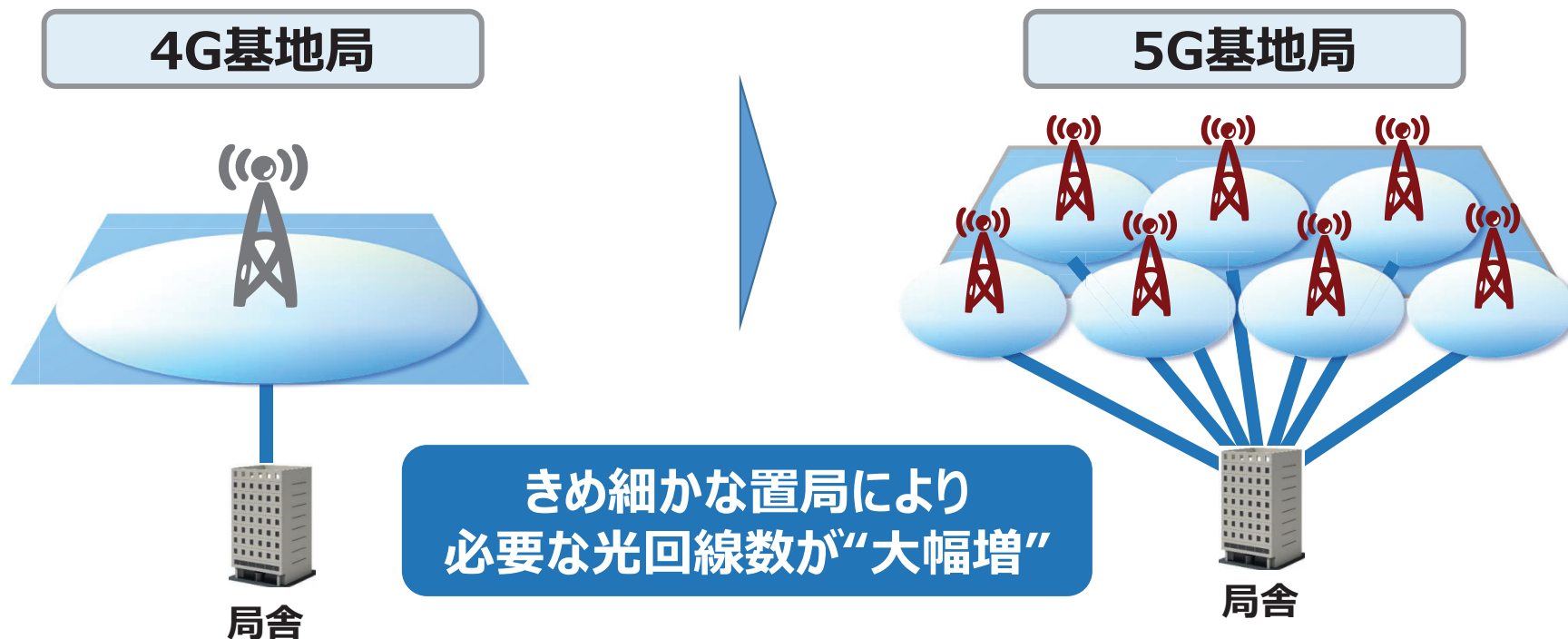
#### 光ファイバの設備シェア



\*総務省「令和元年度末における固定端末系伝送路設備の設置状況」より

### ③環境変化に応じたルール (2/5)

加えて、5Gでは、従来より高い周波数帯を使うため  
稠密な基地局展開が不可欠で**より多くの光ファイバが必要**  
**ますます光ファイバのボトルネック性は高まる**



### ③環境変化に応じたルール (3/5)

固定通信・移動体通信を問わず  
光ファイバの重要性は地方を含め益々高まる

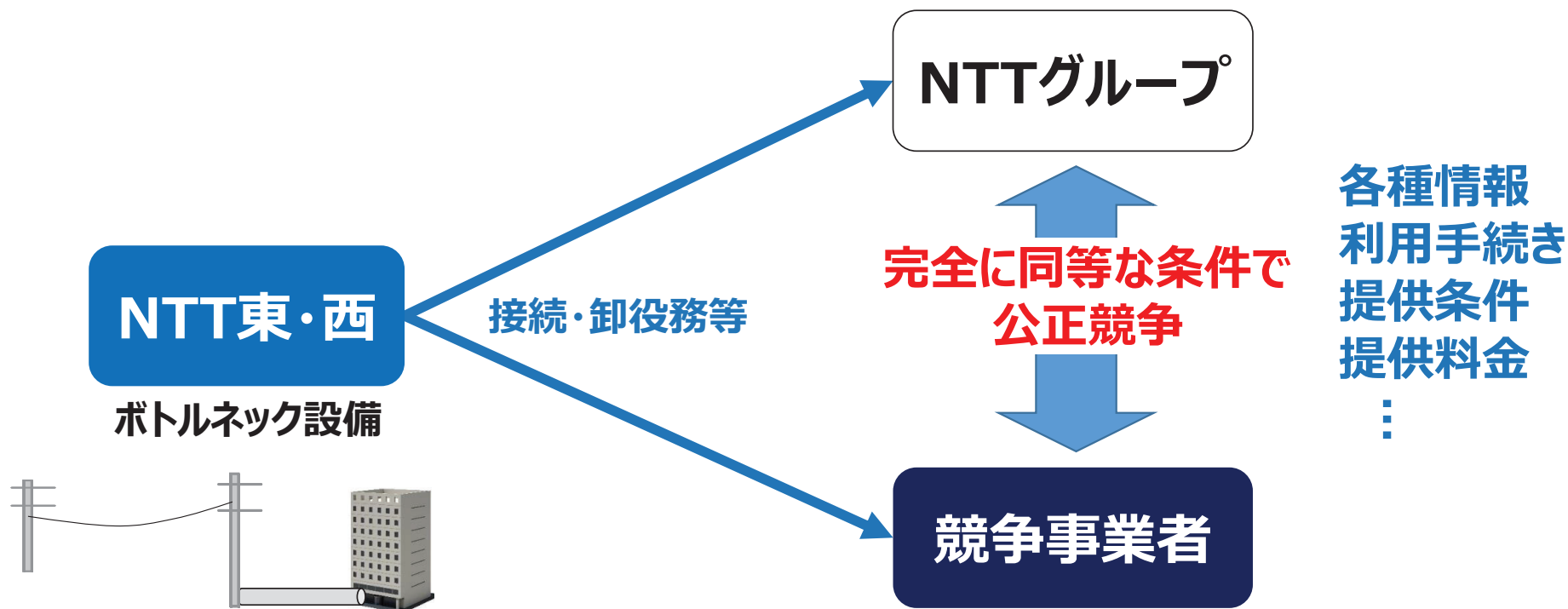
ボトルネック設備を保有するNTTグループが  
これまで以上に優位性をもつ



NTT東・西が公社時代から引き継いだ全国津々浦々をカバーする局舎、管路、電柱、ケーブル等のボトルネック設備は常に競争力の源泉

### ③ 環境変化に応じたルール (4/5)

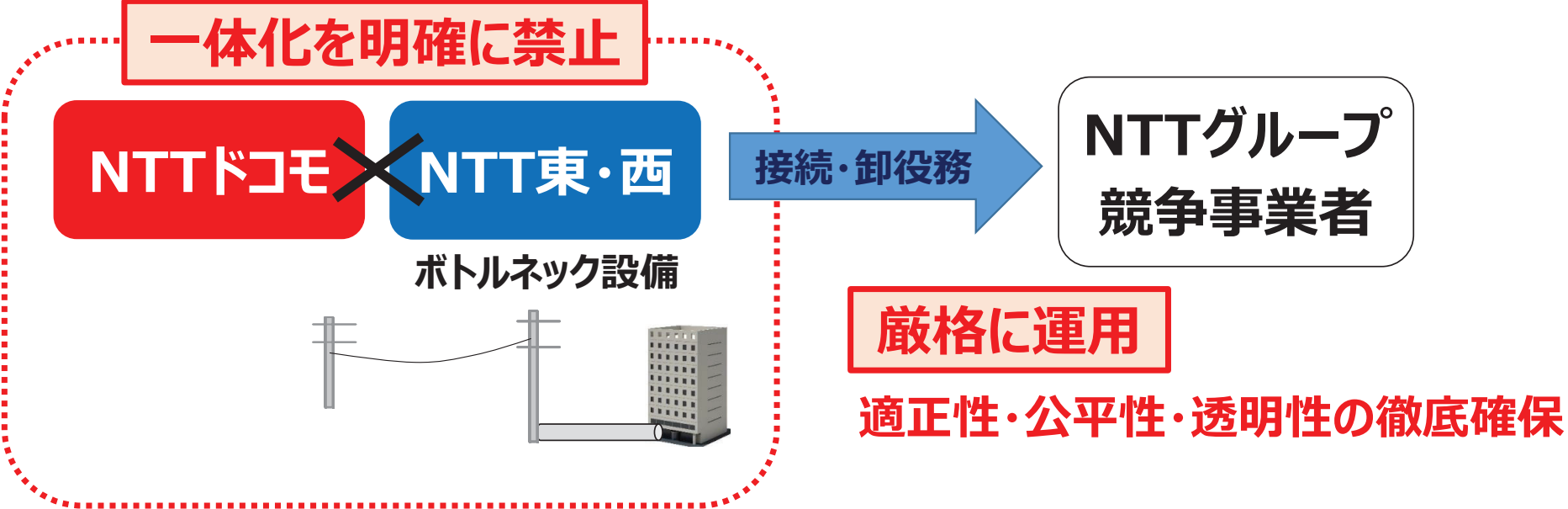
NTTグループと競争事業者がNTT東・西の光ファイバ等を  
**完全に同等な条件・環境で利用できることが必要**





### ③環境変化に応じたルール (5/5)

**NTT東・西とNTTドコモが一体化することがあってはならない**  
**それを明確に担保することが必要**  
**また、ボトルネック設備の接続ルール・卸役務利用については**  
**より厳格な運用が必要**



# 1. 意見申出の概要

## 2. 意見申出の経緯・理由

### ① NTTの在り方と公正競争の促進

NTTドコモ分離に伴う「完全民営化」と「出資比率の低下」

### ② NTTによる競争政策の一方向的な反故

### ③ 環境変化に応じたルール

5G時代における光ファイバ等の重要性／構造的措置（セーフガード）の必要性

## 3. まとめ

## まとめ

5G時代、さらにはBeyond5G、6G時代に向けて  
NTTの在り方に係る必要な競争政策について議論・措置を行い  
公正な競争環境のもと、事業者間の活発な競争によって  
利用者利便の向上を目指すことが重要

### 要望事項

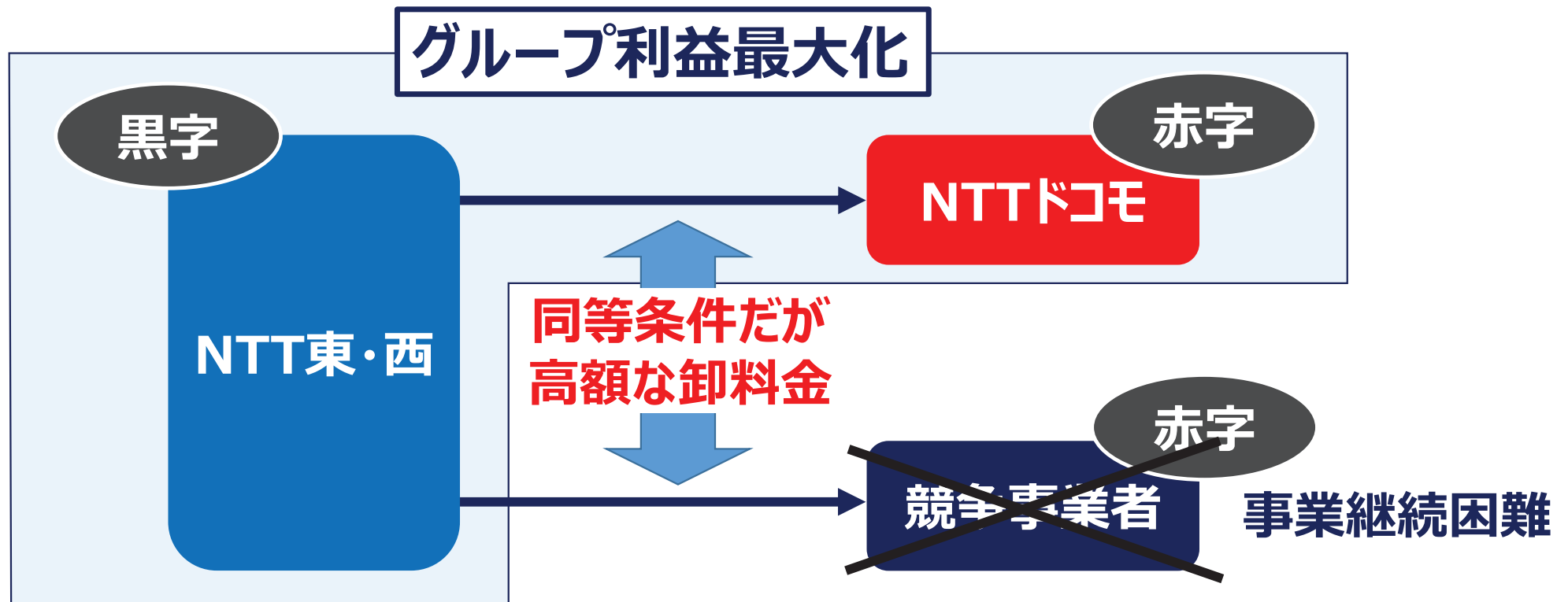
1. 情報通信審議会又は同等の場での公開の議論
2. 環境変化に応じた競争ルールの整備

- ① NTT東・西の光ファイバ等の利用に関するNTTグループと競争事業者間の完全な同等性の確保・ルールの厳格な運用
- ② NTT東・西とNTTドコモの一体化を明確に禁止 など

# (参考資料)

# (参考) ドコモ完全子会社化による起こり得る問題例① 28

NTT持株の100%コントロールによる**グループ利益最大化の追求**  
**利益相反取引等による競争事業者の排除**



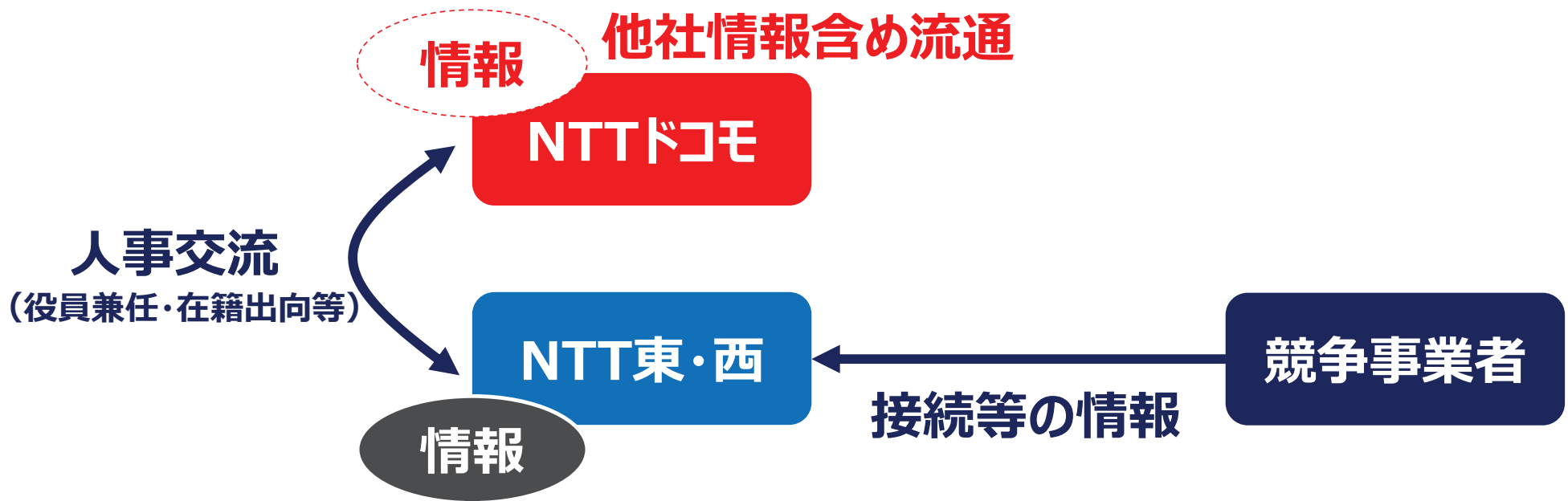
(参考) ドコモ完全子会社化による起こり得る問題例② 29

**NTT東・西とNTTドコモの統合による接続ルール等の形骸化**  
(統合、ネットワークの一体構築等)



# (参考) ドコモ完全子会社化による起こり得る問題例③ 30

**NTT東・西とNTTドコモ間の人的一体性が強まることで「接続」や「卸役務」等に係る情報の同等性が確保できない**  
また、NTT東・西が保有する**競争事業者の接続等の情報が人事交流を通じてNTTドコモに流通する等目的外利用を誘発**



# (参考) 主な政府措置及び答申等 (1/4)

## ■ 「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずるべき措置、方策等の在り方」答申（1990年3月2日、電気通信審議会）

### 3 講ずるべき措置、方策の在り方

#### (1) 講ずるべき措置、方策

③ 移動体通信業務をNTTから分離した上で、完全民営化する。

#### (2) 実施時期

イ 移動体通信業務の分離は、同業務にかかる設備がネットワーク構成上独立した形態となっており、早期に実施することが容易であるため、一両年内を目途に速やかに実施する。

#### (3) 新しい市場におけるNTTの姿

エ 移動体通信市場における新NTT

(ウ) 公正有効競争の観点から、NTTが取得する移動体通信会社の株式は、上場以降に市場において逐次売却し、できるだけ速やかにNTTの出資比率を低下させることが望ましい。

## ■ 日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずる措置（1990年3月30日、郵政省）

### 2 公正有効競争の促進

#### (8) 移動体通信業務

移動体通信分野における公正有効競争を実現するため、移動体通信業務を一両年内を目途にNTTから分離し、移動体通信業務を営むこととなる会社については、これを完全民営化する。

## ■ 郵政大臣談話（1990年3月30日）

二 具体的には、NTTが、長距離通信事業部、地域別事業部制を導入・徹底し、これらの収支状況を開示するよう措置し、接続の円滑化、内部相互補助の防止、移動体通信業務の分離等を図ることによって公正有効競争を促進するとともに、NTTの経営の向上、研究開発の推進、規制緩和等各般にわたる措置を講ずることとしているところである。



# (参考) 主な政府措置及び答申等 (2/4)

## ■「日本電信電話株式会社の移動体通信事業の分離について」(1992年4月28日、郵政省)

※注：新会社はNTTドコモ、NTTは再編成前の旧NTT、中核となる会社は地域別運営移行後におけるNTTドコモ中央のことを指す

### (1) 新会社のネットワーク

新会社は、可能な限り、NTTと別個の伝送路を構築するものとし、NTTの回線を利用する場合には、移動体系事業者と同一の条件とする。

### (2) 取引条件等

NTTと新会社との間において行われる取引については、取引を通じたNTTから新会社への補助が行われないようにする。

また、NTTと新会社との間において行われる铁塔・局舎の利用、研究開発成果の利用等の取引条件並びにNTTとの間の接続条件、事業者間精算、情報の開示等の条件については、移動体系新事業者と同一とする。

### (3) NTTとの人的関係

NTTから新会社への社員の移行は、「転籍」により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないこととする。

### (4) 出資比率の低下

中核となる会社の株式については、会社設立の5年後の上場を目指すこととし、上場の機会等をとらえNTTの出資比率を低下させるものとする。

### (5) 資材調達

新会社がNTTの購買力を使用することのないよう、NTTと新会社は共同資材調達を行わないものとする。

# (参考) 主な政府措置及び答申等 (3/4)

## ■「移動体通信事業の分離について」(1992年4月28日、日本電信電話株式会社)

※注：新会社はNTTドコモ、NTTは再編成前の旧NTT、中核となる会社は地域別運営移行後におけるNTTドコモ中央のことを指す

日本電信電話株式会社（NTT）は、「移動体通信業務の分離」について、平成2年3月30日の「政府措置」を踏まえ、平成3年2月にその基本的な枠組みを発表したところですが、その後細部について検討を進めてきた結果、以下の内容で実施する予定です。

(略)

### 3. 公正競争条件の整備

移動体通信事業の分類に伴い、NTTは公正な競争を確保するため、以下のとおり行なうこととする。

#### (1) 新会社のネットワーク

新会社は、可能な限り、**NTTと別個の伝送路を構築する**ものとし、NTTの回線を利用する場合には、移動体系事業者と同一の条件とする。

#### (2) 取引条件等

NTTと新会社との間において行われる取引については、**取引を通じたNTTから新会社への補助が行われないようにする。**

また、**NTTと新会社との間において行われる鉄塔・局舎の利用、研究開発成果の利用等の取引条件並びにNTTとの間の接続条件、事業者間精算、情報の開示等の条件については、移動体系新事業者と同一とする。**

#### (3) NTTとの人的関係

NTTから新会社への社員の移行は、「転籍」により行うこととし、**出向形態による人事交流は行わないこととする。**

#### (4) 出資比率の低下

中核となる会社の株式については、会社設立の5年後の上場を目指すこととし、上場の機会等をとらえ**NTTの出資比率を低下させるものとする。**

#### (5) 資材調達

新会社がNTTの購買力を使用することのないよう、NTTと新会社は共同資材調達を行わないものとする。

## (参考) 主な政府措置及び答申等 (4/4)

### ■「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申～IT時代の競争促進プログラム～」 (2000年12月21日、電気通信審議会)

(2) IT革命推進のためにNTTが果たすべき役割

⑤ このようにNTTグループ各社が独立した競争体として自立し、公正な競争条件を確保した上で相互に競争し、経営向上を図ることは、国内の電気通信市場における競争の活性化と我が国の国際競争力の強化に大きく寄与すると考えられる。

⑥ 以上のとおり、NTTの在り方については、

(a) グループ内各社の経営の自主独立性の確保

(b) グループ内各社による相互競争の実現

(c) NCC等の競争事業者との間の公正競争の推進

によって、各事業会社がインターネット時代に対応したダイナミックな事業展開をすることにより、利用者ニーズに応えるサービスを提供するとともに通信市場全体の活性化を達成することを基本として検討すべきである。

(6) NTTグループ全体の在り方

イ NTTグループ内事業会社のダイナミックな事業展開

④ さらに、グループ各社の自主性、自立性を資本の面から担保するためにも、できるだけ早急にNTTコム、NTTドコモの持株比率をそれぞれの経営の自主独立性を発揮できる程度まで低下することが必要である。

### ■「規制改革推進3か年計画」閣議決定(2001年3月30日)

⑦ NTTの在り方(総務省)

a NTTのグループ経営の改善と公正競争の確保を図る観点から、地域通信網の開放の徹底、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモに対するNTT持株会社の出資比率の引下げを含むNTTグループ内の相互競争の実現、東・西NTTの経営効率化の推進等、競争促進のための自主的な実施計画をNTT持株会社及び東・西NTTが作成し、公表することを期待するとともに、当該実施計画の実施状況を注視する。

# (参考) 日本電信電話株式会社等に関する法律

(目的)

第一条 日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする株式会社とする。

2 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「地域会社」という。）は、地域電気通信事業を經營することを目的とする株式会社とする。

(事業)

第二条 会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとする。

- 一 地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使をすること。
- 二 地域会社に対し、必要な助言、あつせんその他の援助を行うこと。
- 三 電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うこと。

附 則（平成九年六月二〇日法律第九八号） 抄

第八条 この法律の施行の際現に旧法第一条第二項の認可を受けて会社が営んでいる業務であつて、地域会社に引き継がれるものとして承継計画に定められたものについては、当該地域会社が、その成立の時に於いて新法第二条第四項第一号の規定による認可を受けたものとみなす。

2 会社は、当分の間、会社がこの法律の施行の際現に営んでいる業務であつて、承継会社に引き継がれるものとして承継計画に定められたもの以外のもの（新法第二条第一項に規定する業務に該当するものを除く。）を引き続き営むことができる。